

# 令和8年2月市議会定例会

## 参 考 資 料

< 議第21号 >

< 議第23号 >

）

< 議第29号 >

焼 津 市



令和8年2月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第21号	焼津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第22号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	別冊
議第23号	焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第24号	焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第25号	焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第26号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	16
議第27号	焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例の制定について	18
議第28号	焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	23
議第29号	焼津市道路線の認定について	25

議第21号 焼津市行政手続条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市行政手続条例</p> <p>平成9年12月19日条例第48号</p> <p>第1条 略</p> <p>第14条</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となるべき条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧及び写しの交付を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合において、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>焼津市行政手続条例</p> <p>平成9年12月19日条例第48号</p> <p>第1条 略</p> <p>第14条</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となるべき条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧及び写しの交付を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行</p>

政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2

～ 略

4

第17条

～ 略

第21条

(統行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条

～ 略

第28条

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与に

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2

～ 略

4

第17条

～ 略

第21条

(統行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条

～ 略

第28条

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用す

る。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」と、「同条第3項後段」と読み替えるものとする。

第30条

～ 略

第36条

(写しの交付)

第37条 当事者等は、行政庁に対し第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）の写しの交付を求めることができる。

2 当事者又は参加人は、行政庁に対し第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 前2項の規定は、行政手続法第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）並びに同法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書並びに静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）並びに同条例第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。

4 略

以下 略

ついで準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第30条

～ 略

第36条

(写しの交付)

第37条 当事者等は、行政庁に対し第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）の写しの交付を求めることができる。

2 当事者又は参加人は、行政庁に対し第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 前2項の規定は、行政手続法（平成5年法律第88号）第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）並びに同法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書並びに静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）並びに同条例第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。

4 略

以下 略

議第23号 焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧		新																																									
焼津市地域交流センター条例 令和5年12月20日条例第36号		焼津市地域交流センター条例 令和5年12月20日条例第36号																																									
(趣旨)		(趣旨)																																									
第1条 この条例は、焼津市地域交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置等)		第1条 この条例は、焼津市地域交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置等)																																									
第2条 地域住民等の交流、生きがいづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。		第2条 地域住民等の交流、生きがいづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。																																									
2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼津市焼津地域交流センター</td> <td>焼津市本町五丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>焼津市大村地域交流センター</td> <td>焼津市大覚寺三丁目5番地の5</td> </tr> <tr> <td>焼津市豊田地域交流センター</td> <td>焼津市小屋敷258番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市小川地域交流センター</td> <td>焼津市南小川二丁目19番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市港地域交流センター</td> <td>焼津市石津港町40番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市東益津地域交流センター</td> <td>焼津市石脇上65番地</td> </tr> <tr> <td>焼津市大富地域交流センター</td> <td>焼津市中根新田93番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市和田地域交流センター</td> <td>焼津市田尻1992番地の2</td> </tr> <tr> <td>焼津市大井川地域交流センター</td> <td>焼津市宗高900番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号	焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5	焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1	焼津市小川地域交流センター	焼津市南小川二丁目19番地の1	焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1	焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地	焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1	焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2	焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼津市焼津地域交流センター</td> <td>焼津市本町五丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>焼津市大村地域交流センター</td> <td>焼津市大覚寺三丁目5番地の5</td> </tr> <tr> <td>焼津市豊田地域交流センター</td> <td>焼津市小土961番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市小川地域交流センター</td> <td>焼津市南小川二丁目19番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市港地域交流センター</td> <td>焼津市石津港町40番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市東益津地域交流センター</td> <td>焼津市石脇上65番地</td> </tr> <tr> <td>焼津市大富地域交流センター</td> <td>焼津市中根新田93番地の1</td> </tr> <tr> <td>焼津市和田地域交流センター</td> <td>焼津市田尻1992番地の2</td> </tr> <tr> <td>焼津市大井川地域交流センター</td> <td>焼津市宗高900番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号	焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5	焼津市豊田地域交流センター	焼津市小土961番地の1	焼津市小川地域交流センター	焼津市南小川二丁目19番地の1	焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1	焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地	焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1	焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2	焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地
名称	位置																																										
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号																																										
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5																																										
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1																																										
焼津市小川地域交流センター	焼津市南小川二丁目19番地の1																																										
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1																																										
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地																																										
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1																																										
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2																																										
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地																																										
名称	位置																																										
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号																																										
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5																																										
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小土961番地の1																																										
焼津市小川地域交流センター	焼津市南小川二丁目19番地の1																																										
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1																																										
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地																																										
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1																																										
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2																																										
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地																																										
第3条 略		第3条 略																																									
第5条 (使用の許可)		第5条 (使用の許可)																																									
第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。		第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。																																									
2 市長は前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。		2 市長は前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。																																									
第7条 略 (使用料)		第7条 略 (使用料)																																									
第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長が定める納期までに納付しなければならない。		第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長が定める納期までに納付しなければならない。																																									
第9条 略		第9条 略																																									

(使用料の加算)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料に加算することができる。

(1) 市外の個人又は法人その他の団体が使用するとき 使用料に相当する額

(2) 営利を目的とする事業を営む者が使用するとき 使用料に相当する額

第11条

略

第19条

附則 略

別表 (第8条関係)

1 会議室等使用料

施設	会議室等	使用時間		
		午前(9時から12時まで)	午後(13時から17時まで)	夜間(18時から21時30分まで)
		円	円	円
焼津市	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室1	520	630	730
	和室2	1,050	1,370	1,580
	和室3	1,050	1,370	1,580
	和室1・2通	1,050	1,370	1,580
	和室2・3通	1,270	1,690	1,900
	和室1・2・3通	1,470	1,900	2,210
焼津地域交流センター	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	840	1,050	1,270
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室4	520	630	730
	会議室5	1,050	1,370	1,580
	会議室6	1,050	1,370	1,580
一	会議室5・6通	1,470	1,900	2,210
	研修室	1,050	1,370	1,580

(使用料の加算)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料に加算することができる。

(1) 市外の個人又は法人その他の団体が使用するとき 使用料に相当する額

(2) 営利を目的とする事業を営む者が使用するとき 使用料に相当する額

第11条

略

第19条

附則 略

別表 (第8条関係)

1 会議室等使用料

施設	会議室等	使用時間		
		午前(9時から12時まで)	午後(13時から17時まで)	夜間(18時から21時30分まで)
		円	円	円
焼津市	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室1	520	630	730
	和室2	1,050	1,370	1,580
	和室3	1,050	1,370	1,580
	和室1・2通	1,050	1,370	1,580
	和室2・3通	1,270	1,690	1,900
	和室1・2・3通	1,470	1,900	2,210
焼津地域交流センター	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	840	1,050	1,270
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室4	520	630	730
	会議室5	1,050	1,370	1,580
	会議室6	1,050	1,370	1,580
一	会議室5・6通	1,470	1,900	2,210
	研修室	1,050	1,370	1,580

焼津市 大村地 域交流 センター 一	料理実習室	2,330	2,640	2,860
	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	840	1,050	1,270
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	会議室2・3通	1,270	1,580	1,900
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	2,340	2,650	2,870
	大会議室	1,470	1,900	2,210
	和室1部屋	1,050	1,370	1,580
	和室2部屋通	1,470	1,900	2,210
	会議室	1,050	1,370	1,580
焼津市 豊田地 域交流 センター 二	会議室小	520	630	730
	会議室2部屋通	1,470	1,900	2,210
	料理実習室	2,330	2,640	2,860
	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室2・3通	1,470	1,900	2,210
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	1,050	1,370	1,580
	講座室	840	1,050	1,270
	料理実習室・講座室通	1,470	1,900	2,210
	大会議室	1,690	2,210	2,540

焼津市 大村地 域交流 センター 一	料理実習室	2,330	2,640	2,860
	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	840	1,050	1,270
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	会議室2・3通	1,270	1,580	1,900
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	2,340	2,650	2,870
	大集会室	1,900	2,540	2,860
	和室	840	1,050	1,270
	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	1,050	1,370	1,580
焼津市 小川地 域交流 センター 一	会議室1・2通	1,470	1,900	2,210
	会議室3	840	1,050	1,270
	会議室4	520	630	730
	料理実習室	1,270	1,580	1,900
	大集会室	2,110	2,750	3,170
	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	1,050	1,370	1,580
	会議室2・3通	1,470	1,900	2,210
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	1,050	1,370	1,580
	講座室	840	1,050	1,270
	料理実習室・講座室通	1,470	1,900	2,210
大会議室	1,690	2,210	2,540	

港地域 交流セ ンター	和室	1,050	1,370	1,580
	1部屋	1,050	1,370	1,580
	2部屋通	1,470	1,900	2,210
	1部屋	840	1,050	1,270
	2部屋通	1,050	1,370	1,580
	研修室	1,050	1,370	1,580
	小和室	520	630	730
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	2,300	2,640	2,860
	大集会室	2,110	2,750	3,170
焼津市 東益津 地域交 流セン ター	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	840	1,050	1,270
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	会議室5	1,050	1,370	1,580
	会議室4・5通	1,270	1,580	1,900
	料理実習室	3,180	3,610	3,930
	大集会室	1,900	2,540	2,860
	控室	840	1,050	1,270
焼津市 大富地 域交流 センター	大集会室・控室	2,110	2,750	3,170
	和室A	1,050	1,370	1,580
	和室B	840	1,050	1,270
	和室A・B通	1,270	1,580	1,900
	第1会議室	840	1,050	1,270
	第2会議室	840	1,050	1,270
	第3会議室	840	1,050	1,270
	第4会議室	520	630	730
	第1・第2会議室通	1,050	1,370	1,580
	工作室	840	1,050	1,270

港地域 交流セ ンター	和室	1,050	1,370	1,580
	1部屋	1,050	1,370	1,580
	2部屋通	1,470	1,900	2,210
	1部屋	840	1,050	1,270
	2部屋通	1,050	1,370	1,580
	研修室	1,050	1,370	1,580
	小和室	520	630	730
	工作室	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	2,300	2,640	2,860
	大集会室	2,110	2,750	3,170
焼津市 東益津 地域交 流セン ター	和室	1,050	1,370	1,580
	会議室1	1,050	1,370	1,580
	会議室2	1,050	1,370	1,580
	会議室3	840	1,050	1,270
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	会議室5	1,050	1,370	1,580
	会議室4・5通	1,270	1,580	1,900
	料理実習室	3,180	3,610	3,930
	大集会室	1,900	2,540	2,860
	控室	840	1,050	1,270
焼津市 大富地 域交流 センター	大集会室・控室	2,110	2,750	3,170
	和室A	1,050	1,370	1,580
	和室B	840	1,050	1,270
	和室A・B通	1,270	1,580	1,900
	第1会議室	840	1,050	1,270
	第2会議室	840	1,050	1,270
	第3会議室	840	1,050	1,270
	第4会議室	520	630	730
	第1・第2会議室通	1,050	1,370	1,580
	工作室	840	1,050	1,270

	料理実習室	1,050	1,370	1,580
	集会室	520	630	730
焼津市	多目的ホール	2,330	3,060	3,490
和田地	和室	1,050	1,370	1,580
域交流	会議室1	1,050	1,370	1,580
センタ	会議室2	840	1,050	1,270
一	会議室3	840	1,050	1,270
	会議室2・3通	1,050	1,370	1,580
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	1,270	1,580	1,900
	中ホール	1,470	1,900	2,210
	工作室	1,050	1,370	1,580
	音楽室	1,050	1,370	1,580
焼津市	大会議室	2,130	2,130	2,660
大井川	和室	1,590	1,590	2,130
地域交	会議室	1,060	1,060	1,590
流セン	学習室	1,060	1,060	1,590
ター	談話室	520	630	730
	調理室	1,590	1,590	2,130

備考

- 1 「午前・午後使用」は9時から17時まで、「午後・夜間使用」は13時から21時30分まで、「全日使用」は9時から21時30分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

2 備品等使用料

名称	単位	使用料	備考
ピアノ グランド	1台	3,110	調律料を含まない。
ピアノ アップライト	1台	1,036	調律料を含まない。
演台	1式	309	花台を含む。
アンプ付演台	1台	512	

	料理実習室	1,050	1,370	1,580
	集会室	520	630	730
焼津市	多目的ホール	2,330	3,060	3,490
和田地	和室	1,050	1,370	1,580
域交流	会議室1	1,050	1,370	1,580
センタ	会議室2	840	1,050	1,270
一	会議室3	840	1,050	1,270
	会議室2・3通	1,050	1,370	1,580
	会議室4	1,050	1,370	1,580
	料理実習室	1,270	1,580	1,900
	中ホール	1,470	1,900	2,210
	工作室	1,050	1,370	1,580
	音楽室	1,050	1,370	1,580
焼津市	大会議室	2,130	2,130	2,660
大井川	和室	1,590	1,590	2,130
地域交	会議室	1,060	1,060	1,590
流セン	学習室	1,060	1,060	1,590
ター	談話室	520	630	730
	調理室	1,590	1,590	2,130

備考

- 1 「午前・午後使用」は9時から17時まで、「午後・夜間使用」は13時から21時30分まで、「全日使用」は9時から21時30分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

2 備品等使用料

名称	単位	使用料	備考
ピアノ グランド	1台	3,110	調律料を含まない。
ピアノ アップライト	1台	1,036	調律料を含まない。
演台	1式	309	花台を含む。
アンプ付演台	1台	512	

拡声装置	ポータブル	1式	512	マイクを含む。
拡声装置	据付式	1式	2,074	マイクを含む。
映写装置		1式	1,036	スクリーンを含む。

備考

- この表に定める額は、「1 会議室等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。
- この表に掲げるもの以外の備品等の使用料の額は、類似する備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

3 冷暖房使用料

(1) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール

			使用時間	
午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時30分まで)	円	円
			1,069	1,069

(2) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール以外の施設

施設の面積区分	使用時間		
	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時30分まで)
40㎡未満	円	円	円
	213	213	213
40㎡以上100㎡未満	426	534	426
100㎡以上	641	748	641

備考

- この表に定める額は、使用する会議室等の面積等によるものとする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

拡声装置	ポータブル	1式	512	マイクを含む。
拡声装置	据付式	1式	2,074	マイクを含む。
映写装置		1式	1,036	スクリーンを含む。

備考

- この表に定める額は、「1 会議室等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。
- この表に掲げるもの以外の備品等の使用料の額は、類似する備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

3 冷暖房使用料

(1) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール

			使用時間	
午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時30分まで)	円	円
			1,069	1,069

(2) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール以外の施設

施設の面積区分	使用時間		
	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時30分まで)
40㎡未満	円	円	円
	213	213	213
40㎡以上100㎡未満	426	534	426
100㎡以上	641	748	641

備考

- この表に定める額は、使用する会議室等の面積等によるものとする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

議第24号 焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧		新																																																											
<p>焼津市勤労会館条例</p> <p>昭和62年10月6日条例第15号</p> <p>第1条 略</p> <p>第7条 (利用料金)</p> <p>第8条 サンライフ焼津の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、サンライフ焼津の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、後納することができる。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。</p> <p>第9条 略</p> <p>第17条 附則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p>	<p>焼津市勤労会館条例</p> <p>昭和62年10月6日条例第15号</p> <p>第1条 略</p> <p>第7条 (利用料金)</p> <p>第8条 サンライフ焼津の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、サンライフ焼津の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、後納することができる。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。</p> <p>第9条 略</p> <p>第17条 附則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">時間区分</th> <th rowspan="2">午前</th> <th rowspan="2">午後</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1 平常時</td> <td>冷暖房時</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教養文化室</td> <td>1</td> <td></td> <td>680円</td> <td>950円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>950円</td> <td>1,360円</td> <td>1,360円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	時間区分		午前	午後	夜間	1	2	研修室	1 平常時	冷暖房時	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	2					教養文化室	1		680円	950円	950円	2		950円	1,360円	1,360円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">時間区分</th> <th rowspan="2">午前</th> <th rowspan="2">午後</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1 平常時</td> <td>冷暖房時</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教養文化室</td> <td>1</td> <td></td> <td>680円</td> <td>950円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>950円</td> <td>1,360円</td> <td>1,360円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	時間区分		午前	午後	夜間	1	2	研修室	1 平常時	冷暖房時	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	2					教養文化室	1		680円	950円	950円	2		950円	1,360円	1,360円
使用区分		時間区分					午前	午後		夜間																																																			
	1	2																																																											
研修室	1 平常時	冷暖房時	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで																																																								
	2																																																												
教養文化室	1		680円	950円	950円																																																								
	2		950円	1,360円	1,360円																																																								
使用区分	時間区分		午前	午後	夜間																																																								
	1	2																																																											
研修室	1 平常時	冷暖房時	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで																																																								
	2																																																												
教養文化室	1		680円	950円	950円																																																								
	2		950円	1,360円	1,360円																																																								

会議室	1	冷暖房時 平常時	950円	1,360円	1,360円
		冷暖房時	1,090円	1,360円	1,360円
大会議室	2	冷暖房時 平常時	1,360円	1,770円	1,770円
		冷暖房時	680円	950円	950円
大会議室	1	冷暖房時 平常時	950円	1,360円	1,360円
		冷暖房時	1,230円	1,430円	1,430円
大会議室	2	冷暖房時 平常時	1,430円	1,630円	1,630円
		冷暖房時	2,450円	2,860円	2,860円
O A・視聴覚 室		冷暖房時 平常時	2,860円	3,260円	3,260円
		冷暖房時	820円	1,020円	1,020円
浴室		冷暖房時	1,020円	1,230円	1,230円
			1人1回	660円	660円
附帯設備	映写機(16ミリ)	1式			420円
	スライド	1式			420円
	OHP	1式			420円
	ビデオデツキ	1式			420円
	パソコン	1式			420円

備考

- 1 「冷暖房時」は7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで並びにこれらの期間以外の期間とし、これらを区分しない場合の利用料金の額は、冷暖房時と平常時の額の平均額の範囲内とする。
- 2 使用時間を超えたときの利用料金の額は、1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもつて1時間とみなす。）につき、各時間区分の1時間相当額（計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した額の範囲内とする。
- 3 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間を含む。
- 4 この表に掲げる使用時間帯以外の使用時間帯の区分に係る利用料金の額は、この表に定める使用時間及び額に準じて算出して得た額の範囲内とする。
- 5 この表において、1回とは、1時間以内の利用をいい、1時間を超えらるる場合にあつては、1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもつて1

会議室	1	冷暖房時 平常時	950円	1,360円	1,360円
		冷暖房時	1,090円	1,360円	1,360円
大会議室	2	冷暖房時 平常時	1,360円	1,770円	1,770円
		冷暖房時	680円	950円	950円
大会議室	1	冷暖房時 平常時	950円	1,360円	1,360円
		冷暖房時	1,230円	1,430円	1,430円
大会議室	2	冷暖房時 平常時	1,430円	1,630円	1,630円
		冷暖房時	2,450円	2,860円	2,860円
O A・視聴覚 室		冷暖房時 平常時	2,860円	3,260円	3,260円
		冷暖房時	820円	1,020円	1,020円
浴室		冷暖房時	1,020円	1,230円	1,230円
			1人1回	660円	660円
附帯設備	映写機(16ミリ)	1式			420円
	スライド	1式			420円
	OHP	1式			420円
	ビデオデツキ	1式			420円
	パソコン	1式			420円

備考

- 1 「冷暖房時」は7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで並びにこれらの期間以外の期間に冷暖房を使用したとき、「平常時」は冷暖房時以外の期間とする。
- 2 使用時間を超えたときの利用料金の額は、1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもつて1時間とみなす。）につき、各時間区分の1時間相当額（計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した額の範囲内とする。
- 3 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間を含む。
- 4 この表に掲げる使用時間帯以外の使用時間帯の区分に係る利用料金の額は、この表に定める使用時間及び額に準じて算出して得た額の範囲内とする。
- 5 この表において、1回とは、1時間以内の利用をいい、1時間を超えらるる場合にあつては、1時間（1時間未満の端数は、30分以上をもつて1

時間とみなす。)につき、1回の利用料金の額を加算した額の範囲内とする。

6 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備に係る利用料金の額は、この表に定める附帯設備の種類及び額に準じて算出して得た額の範囲内とする。

時間とみなす。)につき、1回の利用料金の額を加算した額の範囲内とする。

6 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備に係る利用料金の額は、この表に定める附帯設備の種類及び額に準じて算出して得た額の範囲内とする。

議第25号 焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

旧		新	
<p>焼津市水道事業給水条例</p> <p>平成10年3月27日条例第10号</p> <p>第1条 ～ 略 第22条 (料金の支払義務)</p> <p>第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金)</p> <p>第24条 料金は、1月につき次の表に定める基本料金と従量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>		<p>焼津市水道事業給水条例</p> <p>平成10年3月27日条例第10号</p> <p>第1条 ～ 略 第22条 (料金の支払義務)</p> <p>第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金)</p> <p>第24条 料金は、1月につき次の表に定める基本料金と従量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	
口径 (ミリメートル)	基本料金 水量	従量料金	従量料金
13	10立方メートルまで	10立方メートルを超え30立方メートルまで 1立方メートルにつき <u>103.4</u> 円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 1立方メートルにつき <u>129.8</u> 円
20		<u>1,078</u> 円	<u>1,463</u> 円
25		<u>1,276</u> 円	<u>1,727</u> 円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで 1立方メートルにつき <u>118.8</u> 円	30立方メートルを超え50立方メートルまで 1立方メートルにつき <u>149.6</u> 円
		50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき <u>149.6</u> 円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき <u>189.2</u> 円
30	水量なし	1立方メートルから50立方メートルまで <u>1,760</u> 円	1立方メートルから50立方メートルまで <u>2,431</u> 円
40		<u>3,124</u> 円	<u>4,312</u> 円
50		<u>7,040</u> 円	<u>9,713</u> 円
75		<u>15,400</u> 円	<u>21,252</u> 円

	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 149.6 円
100	31,460円
150	89,760円
300	554,400円

備考 この表に掲げる口径以外の口径に係る料金については、市長が別に定める額とする。

- 2 臨時使用の場合は、前項の規定にかかわらず、1立方メートルにつき187円をもって算出した額をその都度使用者から徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の検針日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量を基礎とし、検針日の属する月分とその前月分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。ただし、その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は検針日の属する月分に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、毎月の検針によりその使用水量を計量し、検針日の属する月分として料金を算定することができる。

- 3 市長は、やむを得ない理由があるときは、検針日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
  - (2) 使用水量が不明のとき。
  - (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1月分として算定する。ただし、口径25ミリメートル以下の場合において、使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本料金の水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。

- 2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口

100	43,417円
150	123,871円
300	765,072円

備考 この表に掲げる口径以外の口径に係る料金については、市長が別に定める額とする。

- 2 臨時使用の場合は、前項の規定にかかわらず、1立方メートルにつき242円をもって算出した額をその都度使用者から徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の検針日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量を基礎とし、検針日の属する月分とその前月分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。ただし、その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は検針日の属する月分に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、毎月の検針によりその使用水量を計量し、検針日の属する月分として料金を算定することができる。

- 3 市長は、やむを得ない理由があるときは、検針日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
  - (2) 使用水量が不明のとき。
  - (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1月分として算定する。ただし、口径25ミリメートル以下の場合において、使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本料金の水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。

- 2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口

径、その使用日数が等しいときは変更後の口径の料金を適用する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により、隔月又は毎月徴収する。

2 水道の使用をやめたときの料金は、その都度徴収する。

以下 略

径、その使用日数が等しいときは変更後の口径の料金を適用する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により、隔月又は毎月徴収する。

2 水道の使用をやめたときの料金は、その都度徴収する。

以下 略

議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) 新旧対照表  
(第1条による改正)

旧	新
<p>焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例 平成30年12月17日条例第34号</p> <p>第1条 ～ 略 第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略</p>	<p>焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例 平成30年12月17日条例第34号</p> <p>第1条 ～ 略 第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略</p>

(第2条による改正)

旧	新
<p>焼津市水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号</p> <p>第1条 ～ 略 第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略</p>	<p>焼津市水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号</p> <p>第1条 ～ 略 第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略</p>

(第3条による改正)

旧	新
<p>焼津市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第23号</p>	<p>焼津市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第23号</p>

第1条  
～ 略

第6条

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

以下 略

第1条  
～ 略

第6条

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

以下 略

議第27号 焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例の制定について  
 (附則第3項の規定による焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

新旧対照表

旧	新
<p>焼津市消防団員等公務災害補償条例                      昭和41年6月28日条例第12号</p> <p>第1章 総則                      (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員(以下「非常勤水防団員」という。))に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力損害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたとき、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。))若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。))の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。))、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。))、水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。))又は災害対策基本法第65条第1項(同法第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。))が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。))に従事し、救急業務に協力</p>	<p>焼津市消防団員等公務災害補償条例                      昭和41年6月28日条例第12号</p> <p>第1章 総則                      (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力損害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたとき、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。))若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。))の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。))、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。))、水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。))又は災害対策基本法第65条第1項(同法第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。))が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。))に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置</p>



当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみならず主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 略

第6条

～ 略

第18条

（特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例）

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、傷害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額

数に応じて別表に定める額とする。

(2) 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみならず主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 略

第6条

～ 略

第18条

（特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例）

第18条の2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、傷害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文の規定する

は、同項本文の規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

第19条

～ 略

第24条

（非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償）

第25条 非常勤水防団員に対する本法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所屬する消防団が置かれている市が行う。

第3章 雑則

（審査請求）

第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

（報告、出頭等）

第27条 市は、審査又は障害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第28条 市は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に誤りがあつたことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その誤りに係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第1条

額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

第19条

～ 略

第24条

第3章 雑則

（審査請求）

第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

（報告、出頭等）

第26条 市は、審査又は障害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第27条 市は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に誤りがあつたことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その誤りに係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第1条

～ 略

第5条の2

(他の法律による給付との調整)

第6条 略

2

～ 略

6

7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則の定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

以下 略

～ 略

第5条の2

(他の法律による給付との調整)

第6条 略

2

～ 略

6

7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則の定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

以下 略

旧	新
<p>焼津市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>昭和41年6月28日条例第12号</p> <p>第1条 略</p> <p>第4条 (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他の生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号</p>	<p>焼津市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>昭和41年6月28日条例第12号</p> <p>第1条 略</p> <p>第4条 (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他の生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については</p>

から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

以下本則 略

附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

以下本則 略

附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

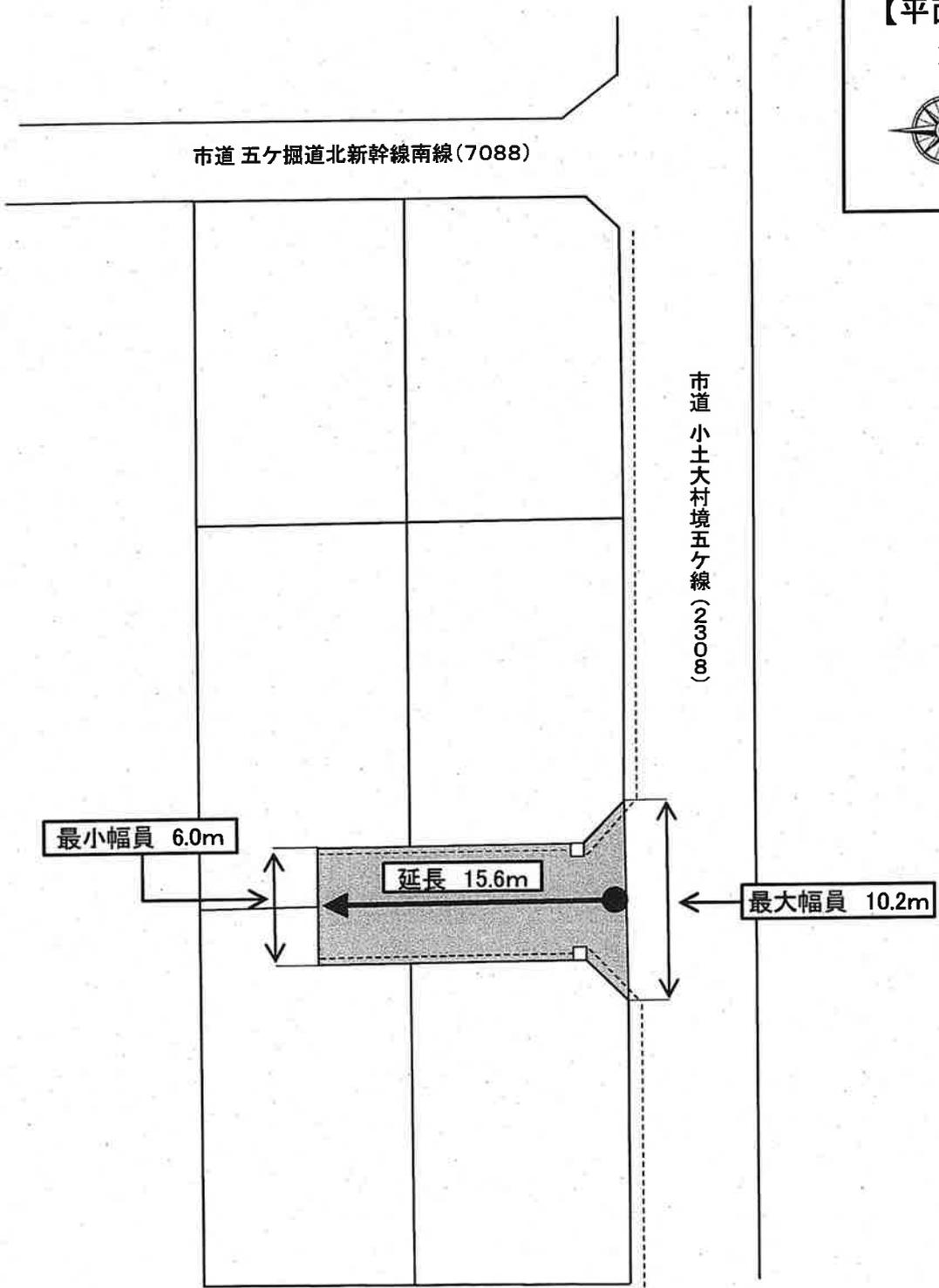
2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

議第29号 焼津市道路線の認定について

焼津市道路線  
認定  
【位置図】



焼津市道路線  
認定  
【平面図】  
N  

路線名	五ヶ堀之内道北分譲地八号線(7131)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
15.6m	6.0m	10.2m